貝 不升 Ⅰ 一 ∠ 科学技術·学術審議会 産業連携·地域振興部会

国立大学法人等からの出資範囲について

科学技術·学術政策局 産業連携·地域振興課



国立大学法人等による出資の範囲

近年、国立大学法人等が保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける 経営モデルを実現するための規制緩和として、出資の範囲を拡大している。(<>囲いは対象事業者への出資が可能になった年)

I. 研究成果の活用

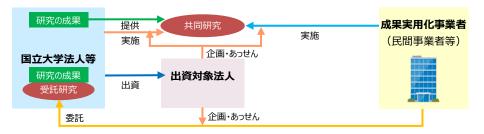
- 成果活用促進事業者 <令和3年・政令改正> 【対象:全ての国立大学法人等】
- 民間事業者との共同・委託研究の形で、大学の技術に関する研究の成果を 実用化するために必要な研究を行う事業者

(例:大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う**研究所**)



◆ 大学が民間事業者との共同・委託研究の形で行う、大学の技術に関する研究 の成果を実用化するために必要な研究等を企画・あっせんする事業者

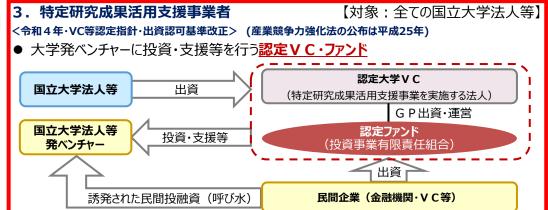
(例:大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングする**OI機構**)



2. 特定大学技術移転事業者 (承認 T L O) 【対象:全ての国立大学法人等】

◆ 大学における技術に関する研究成果を特許権の実施許諾等により民間事業者 に移転する事業者 <平成16年·国立大学法人発足>





- 【対象:全ての国立大学法人等】 4. 研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により拡大>
- 大学の研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習等を実施する事業者



- **5. 指定国立大学研究成果活用事業者** (今和4年・法律改正 (対象:指定国立大学法人)
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する** 大学発ベンチャー



- 教育研究施設の管理・利用促進
 - 教育研究施設管理等事業者 <^{令和4年・法律改正}により新設> 【対象:全ての国立大学法人等】
- ◆ 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、教育研究施設 等の管理と他の研究機関等による利用を促進する事業を行う事業者



告示等の改正で可能となったファンド等への出資スキームについて

制度改正前から可能な出資スキーム

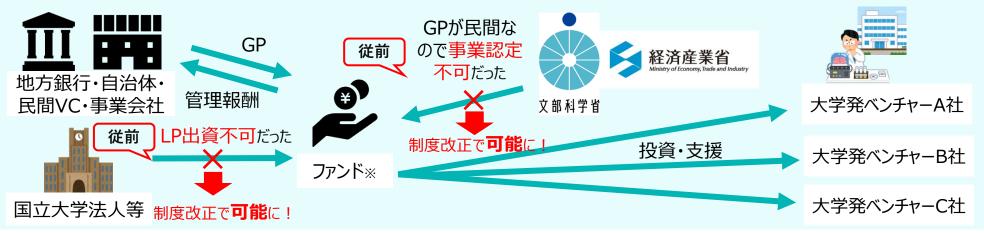
GP(General Partner): ファンドの運用に責任を負う無限責任組合員 **LP** (Limited Partner): ファンドの出資者となる有限責任組合員

国立大学法人等は、文科大臣・経産大臣から認定を受けたVC・ファンドに出資が可能。また、認定を受けた後でも、出資を実施 するたびに**文科大臣からの出資認可**が必要。 地方大学の体力 経済産業省 では設立が困難 出資(大臣認可) V C × 文部科学省 事業認定 大学発ベンチャーA社 管理報酬 事業認定 国立大学法人等 投資•支援 大学発ベンチャーB社 出資(大臣認可) 大学発ベンチャーC社

制度改正で可能となった出資スキームの一例

ファンド※

● これまで、民間VC等がGPを務める地域ファンドは大学発ベンチャーを支援しているが、**大学からは出資を通じた社会実装支援ができなかった**。



国立大学法人等のVC・ファンド関連告示の改正内容

改正趣旨 国立大学法人等が出資可能なVC・ファンド事業の実施指針について、政府出資金に由来する規定を削除し、 余裕金の運用に係る認定基準の一部を出資の認可基準に追加。さらに、削除された当該規定を出資の認可基準に追加 することで、政府出資金を財源とする出資に限っては**従前と同等の制限**を課す。

特定研究成果活用支援事業の実施指針(認定基準)から削除した内容

- 【二 (2)(i) 】認定ファンドを運営するGP(無限責任組合員)は、国立大学法人等が設立した認定VCでなければならない。
- 【二 (1)(iv)(ホ),(2)(iv)(ホ)】認定VC又は認定ファンドの業務執行法人は、関係国立大学法人等だけでなく、国との意見交換を密接に行う体制(4 大学でいう官民イノベーションプログラム部会)を構築しなければならない。
- 【二 (7)】認定VC・ファンドは、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮し、民業補完に徹しなければならない。
- 【二 (4)】設立から5年以降のベンチャーへ出資する際は、必ず民間からの資金供給(協調出資)を受けなければならない。
- 【二 (4)後段,(17)】新ファンドの組成から6月以内に旧ファンドへの新規出資を終了し、民間出資率を増加させねばならない。
- 【二(13)】認定VC・ファンドは、情報公開を一般に行い、事業の透明性を確保しなければならない。
- 【二(19)】 VC・ファンド事業の運営について助言を受けるために、外部有識者から構成される委員会を設置しなければならない。

国立大学法人等の出資認可基準に追加した内容

- 【第一条第二号□,第三号木】上述の実施指針から削除された規定を「政府出資金を財源とする場合」という条件付きで追加。
- 【第一条第三号二】業務上の余裕金の運用にかかる大臣認定基準の規定を参考に、「資金運用管理委員会」等の体制整備を 義務付ける規定を追加。
- 【別記様式第二】 指定国立大学研究成果活用事業者の実施報告を求めるための様式を追加。
- 【その他全体】令和3年の法改正により追加された、教育研究施設管理等事業者、研究成果活用事業者又は指定国立大学研究成果活用事業者について、成果活用促進事業者"等"として用語を整理。